

日時：平成 30 年 6 月 26 日（火）15：30～17：00

場所：岐阜市役所 八ツ寺庁舎 2-A 会議室

出席：医療機関 11 か所

訪問看護事業所 11 か所

相談支援事業所等 22 か所

基幹相談支援サテライト 4 か所

（合計 54 名 別紙名簿参照）

○検討テーマ・・・相談支援の連携について ～医療関係～

これまでの専門部会で地域課題について検討を重ねる中で、障がい児者支援において、医療機関および訪問看護事業所と相談支援専門員との連携は必要不可欠であり、更に連携を深めたいという意見が出されていた。昨年度に引き続き、相談支援専門員と、医療機関において相談先となる医療ソーシャルワーカーや精神保健福祉士、今年度はさらに訪問看護事業所の看護師・理学療法士が話す機会を持ち、顔の見える関係をつくることを目的として専門部会を開催した。医療機関・訪問看護事業所における支援内容と、障がい福祉の支援体制について情報交流し、相互に理解を深めることで、今後の相談支援事業における連携の必要性について意見交換をした。

1. 岐阜市基幹相談支援サテライトについて

障がい者と家族や関係者を対象に、障がいに関する総合的・専門的な相談に応じ、必要な情報提供や助言等を行う初期相談窓口。障害福祉サービスの利用に関する計画相談支援は特定相談支援事業所が行うが、サービスにつながらない人について相談支援を行うなど、地域の相談支援体制の強化の取り組みを実施。有資格者・実務経験者が 1 名専従し、相談者の在住地区で管轄を設けている。

精神医療に関しては保健所・市民健康センター、児に関しては児童発達支援センター（岐阜市立恵光学園）や子ども・若者総合支援センター（エールぎふ）が相談先となる。

2. 特定相談支援事業所について

障害福祉サービスは、乳幼児から高齢者までの障がい児者を対象として、その人らしく生活するためのものであり、生活・居住・就労に関するものがある。

特定相談支援事業所の相談支援専門員がサービスの計画を作成し、適宜モニタリングすることで支援。相談支援専門員は、実務経験があり従事者研修を修了した者が担っているが、ベースとなる資格（介護福祉士・保育士・看護師等）により得意不得意がある。モニタリング期間は決まっているが、それ以外の動き方は担当の相談支援専門員で異なる。入院・退院時など、医療機関の会議等の依頼があれば参加したい。

3. 意見交換

少人数のグループに分かれ、医療機関、訪問看護事業所、相談支援専門員がそれぞれの立場から、障がい児者支援の現状と課題、連携のあり方について意見交換を実施。

<顔の見える関係づくり>

医療機関

訪問看護と違い、障害福祉サービスの導入には医療機関の介入が必須でないため、患者がどう

いう福祉サービスを利用しているのか分からない現状がある。

医療機関は本人の希望を考えた退院調整を進めている。入院時から相談支援専門員や介護支援専門員との連携を進めていきたい。

本人の同意があれば、治療や投薬の情報を共有できる。医療機関を敷居が高いと感じる必要はなく、気軽に連絡してほしい。

訪問看護

訪問看護を利用するには医師の指示書が必要。病院とのやりとりは訪問看護で行うことが可能なため、必要時連絡してほしい。

訪問看護は医療的な視点で生活の支援をする。身体状況の確認、服薬管理だけでなく、入浴・洗髪・爪切りなどの身体ケア、調理・部屋の掃除や片付け、通院同行なども含まれる。対象者の障がいによって必要な看護が異なったり、事業所によって提供できる看護が異なったりするため、その都度相談すると良い。

訪問看護事業所の情報を知りたい時は、在宅介護・医療連携サポートセンターを活用すると良い。

相談支援専門員

相談支援専門員のモニタリングは、一般的に3~6か月に一度実施することが多い。相談支援専門員によって担当しているケース数や動き方・把握している情報は異なるが、入院前から障害福祉サービスを利用している人については、相談支援専門員に連絡してほしい。

すぐに福祉サービスにはつながらないが何らかの生活支援が必要な場合、基幹相談サテライトに相談すると良い。

<今後の連携の必要性>

- ・障害福祉サービス利用の際、申請後、障害支援区分認定まで時間がかかる。医療機関から相談支援専門員への連絡は、退院直前でなく余裕をもってしてほしい。
- ・訪問看護が柔軟に対応している一方、障害福祉サービスのヘルパーも同様なサービスを提供している場合がある。利用者を中心にケース会議等を開き、どこの機関がどんな支援を行うのか役割分担する必要がある。

4. まとめ

障がい者児がその人らしく豊かな生活をしていくためには、医療機関と訪問看護事業所、相談支援事業所が連携して相談支援体制を作っていくことが必要。相互の役割・支援内容等を情報共有し、現状を理解した。今後の相談支援に役立てるための、顔の見える関係づくりができた。また、ケース会議等を開き、関係機関で役割分担を行い支援していけると良いと共通認識ができた。出席医療機関・訪問看護事業所の問い合わせ先について事前に情報把握し、連携窓口一覧として作成したものを当日配布資料とした。

〔当日の様子〕

